

弊社社員（男子バドミントン部所属）の処分及び 男子バドミントン部の今後の活動について

弊社社員で男子バドミントン部所属選手の、田児賢一（たごけんいち）、桃田賢斗（ももたけんと）をはじめとした計8名が、いわゆる違法カジノ店にて賭博行為を行ったことについて、これまで支援していただいている皆様、関係者の皆様に多大なご心配、ご迷惑をおかけするとともに、社会をお騒がせし、多くの皆様の期待を裏切る結果となりましたことを心より深くお詫び申し上げます。

弊社としましては、今回の事態を重く受け止め、本人ならびに関係者へ調査を行いました。この度、調査が完了し、事態の全容が明らかになったことから、以下の処分等を実施することを決定いたしました。

1. 社員の処分（2016年4月11日付）

弊社の懲戒規程等に基づき、田児賢一を「解雇」、桃田賢斗を「出勤停止30日」、その他の賭博行為を行った社員を「厳重注意処分」とし、また、管理監督者である部長、副部長、総監督等スタッフについても「厳重注意処分」とします。

2. 男子バドミントン部の活動停止

複数名の社員が賭博行為を行ったことを重く受け止め、半年間の対外活動自粛とします。

3. バドミントン部スタッフ（部長、監督等）の刷新

今回の事態を重く受け止め、管理監督責任を考慮して部長、副部長、総監督、監督を解任し、体制を刷新いたします。

以上の処分に加え、スポーツ部全選手および一般の全社員に対し、今後、二度とこのような重大な事態を起こさぬよう、研修内容の充実を図るなど、社員教育を徹底してまいります。